公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３９号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台19番12号
公住126―487
債務者　愛澤　則子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台19番12号
公住126―487
債務者　愛澤　昌典
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第６４７号
仙台市泉区歩坂町71番18号　泉ペンション102
債務者　和賀　和義
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８２号
茨城県高萩市有明町３丁目53番地　板橋荘101号
債務者　工藤知代宏
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第９６号
茨城県日立市助川町４丁目21番１―104号
債務者　永沼ちづ子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１０９０号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1736番地13　テラス山十101号
債務者　波多野三千春
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１００号
千葉市中央区松ケ丘町103番地３
債務者　岩瀬やす枝
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１２０号
千葉市稲毛区あやめ台１番５棟301号
債務者　髙橋　一彦
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３７号
千葉県船橋市習志野台１丁目25番13号　白石荘103号
債務者　ザモラ　マリア　クリスティーナ　ナション
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１６２号
千葉県船橋市東船橋２―14―18―205、住民票上の住所千葉県船橋市前原東１丁目１番２―103号
債務者　山口　真弓（旧姓戸山）
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７７５号
神戸市北区有野台１丁目６番Ａ17棟504号
債務者　吉野　和美
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２１号
神戸市中央区布引町２丁目１番11号グレイスハイツ新神戸504号
債務者　朝岡　宗厳
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７３号
神戸市須磨区妙法寺字岩山1058番地の１　ライオンズマンション須磨妙法寺203号
債務者　前川　陽子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７６号
神戸市東灘区渦森台２丁目７番308号、従前の住所神戸市東灘区住吉本町２丁目９番11号ディアコート住吉本町102号
債務者　与那嶺英理子（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６７号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目７番24―101号
債務者　葛馬　智子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０１号
広島県安芸郡坂町坂東１丁目17番23号
債務者　田部　淑江
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部